

青森県視覚障がい者情報センター指定管理者業務水準書

1 趣旨

本業務水準書は、青森県視覚障がい者情報センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の範囲、その他管理運営業務の内容及び実施方法等について定めることを目的とします。

2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) センターの設置目的に基づいて、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 視覚障がい者の平等利用を確保するため、特定の団体や個人に有利又は不利になる運営を行わないこと。
- (3) 障がい者団体、支援ボランティア団体等と連携を図るとともに、利用者の意見を反映させた管理運営に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (5) センターの設置目的に即した業務（7(2)に掲げる各事業）を継続的かつ効果的に実施すること。
- (6) 業務を行う上で知り得た利用者の個人情報の保護及び防犯、防災その他緊急時の対策について適切な措置を講ずること。

3 開館時間

青森県視覚障がい者情報提供施設規則（平成10年3月青森県規則第19号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める開館時間（午前8時30分から午後5時15分まで）を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。これを変更する場合も同様とします。

なお、指定管理者は必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができるものとします。

4 休館日等

規則第3条第1項に定める休館日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日）を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。これを変更する場合も同様とします。

なお、指定管理者は必要があると認めるときは、休館日に開館し、または休館日以外の日に休館することができるものとします。

5 受動喫煙の防止

指定管理者は、受動喫煙防止の観点から敷地内を全面禁煙とすること。

6 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

7 指定管理者に行わせる業務の範囲

- (1) センターの施設及び設備等の維持管理に関すること。
- (2) 青森県視覚障害者情報提供施設条例（昭和44年3月青森県条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項に定めるセンターの設置目的に即した業務について具体化した次に掲げる事業の実施に関すること。（事業の実施方法等の詳細は、別表1「青森県視覚障がい者情報センター事業実施方法等」に記載している。）

- ① 点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の製作及び利用
(点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物を製作し、貸出及び閲覧を行う。)
 - ② 点訳奉仕員養成事業
(点字図書の基本知識、点訳の方法及び実技、身体障がい者福祉の概要等について講習を実施し、点訳奉仕員を養成する。)
 - ③ 音訳奉仕員養成事業
(声の図書の基本知識音訳の方法及び実技、身体障がい者福祉の概要等について講習を実施し、音訳奉仕員を養成する。)
 - ④ 奉仕員スキルアップ研修会開催事業
(点訳奉仕員の点字図書の製作技術及び音訳奉仕員の録音図書の製作技術の維持、向上に関する研修会を地区別に開催する。)
 - ⑤ 奉仕団体指導者研修会開催事業
(点訳奉仕員及び音訳奉仕員の技術の維持、向上を図るため、当該奉仕員からなる点訳・音訳奉仕団体の指導者を対象に研修会を開催する。)
 - ⑥ 在宅視覚障がい者点字指導事業
(中途失明等により視覚障がい者になった者で、点字の習得を希望する者に対し点字指導を行う。)
 - ⑦ 視覚障がい者コミュニケーション支援事業
(福祉機器・用具の利用体験や各種講習会等により、地域における視覚障がい者の生活向上を図るため、センター利用者、奉仕員及び地域住民100名程度を対象に福祉展を開催する。)
 - ⑧ デジタル録音機器更新事業
(録音図書の製作のために音訳奉仕員に貸与するデジタル録音機器等を更新する。)
 - ⑨ 点字図書館情報ネットワーク事業
(全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報ネットワークに参加し、インターネットを活用して、点字・録音図書の書誌情報や視覚障がい者の求める各種の資料に係る点字データを提供する。)
 - ⑩ 点字による即時情報ネットワーク事業
(社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい新聞情報等を、センターがインターネットを利用して受け取り、県内の視覚障がい者で配布を希望する者に点字物で提供する。)
 - ⑪ 点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の奨励及び相談
(新刊案内の発行等により、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の奨励及び相談を行う。)
 - ⑫ 視覚障がい者情報機器操作講習会開催事業
(情報機器の操作講習会を開催し、視覚障がい者情報総合ネットワーク「サピエ」の利用とセンターの図書利用の促進を図る。)
 - ⑬ その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
- (3) 自主事業
- 指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自ら提案した自主事業を行うことができるものとします。
- ただし、自主事業に要する経費は指定管理料に含めないこととし、実施の可否は、県がセンターの目的に照らして判断します。

8 職員配置・研修等

- (1) センターに配置すべき職員は、施設長1名、司書、点字指導員、貸出閲覧員及び校正員にあっては1名以上であることが望ましい。

- (2) センターの施設長は、司書として3年以上勤務した者、社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められた者とし、専任とすることが望ましい。
- (3) センターの管理運営に支障のない勤務体制としてください。
- (4) 職員には施設の管理運営に必要な知識等の習得のための研修を実施してください。
- (5) 個人情報等の保護については、職員に周知・徹底を図ってください。
- (6) 勤務条件については、労働関係法令を遵守してください。

9 協定の締結

指定管理者の指定後、速やかに業務内容に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項等について、県と指定管理者が協議の上、協定を締結し、協定書を作成します。

協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごと業務の実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

(1) 基本協定について

(協定に記載する事項 (予定))

- ①業務に関する基本的事項
- ②業務に要する費用に関する事項
- ③業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ④業務の報告に関する事項
- ⑤指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑥リスクの分担及び管理に関する事項
- ⑦その他県が必要と認める事項

(2) 年度別協定について

年度別の事業内容及びこれに係る経費等については、年度別に定めることとし、毎年度協定を締結します。

(協定に記載する事項 (予定))

- ①当該年度の業務内容に関する事項
- ②当該年度に県が支払うべき委託料に関する事項
- ③その他

10 リスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は基本協定書で定めます。

項目	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動等に伴う経費の増加		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令その他の制度変更により生じた管理経費の増加	当該施設の管理・運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、管理業務の継続に支障が生じた場合、又は管理業務の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増加	○	

不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議	
施設、設備等の損傷	小破修繕	○	○
	改築又は大規模修繕	○	
施設の火災保険加入		○	
施設の賠償責任保険加入			○

11 備品の管理等

- (1) 指定管理者は、県の所有に属する備品について備品台帳を備え、その管理に係る備品を整理し、棄却等の異動事項について遅滞なく県に報告してください。
- (2) センターに備え付けの備品等は別途提示します。

12 業務報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した業務報告書を作成し、県に提出してください。

- ① 業務の実施体制の状況
- ② 施設及び設備等の維持管理の状況
- ③ 条例第2条第2項の規定に基づく事業の実施状況
- ④ ①から③までの業務に係る収支状況
- ⑤ その他業務に関し県が必要と認める事項

13 協議

この業務水準書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び実施について疑義が生じた場合は、指定管理者と県でその都度協議することとします。

14 その他留意事項

- (1) 指定管理者は、センターの管理運営に係る規程・要綱等を作成する場合、県と事前に協議してください。
- (2) 指定管理者に支払う委託料については、毎年度、県の予算額の範囲内とし、国、県の財政状況等により変更する場合があります。

別表1 青森県視覚障がい者情報センター事業実施方法等

	事業名	事業内容	実施方法（標準実施回数、参集人数等）	令和5年度事業実績	令和5年度実績額(千円)	備考（事業費積算項目等）
①	点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の製作及び利用	視覚障がい者用の点字図書、録音図書（カセットテープ、CD）を自主製作するとともに、当該図書及びテープ雑誌の貸出しを行う。	i 点字図書及び録音図書の自主製作 点訳奉仕員（令和5年度末登録者95名）及び音訳奉仕員（令和5年度末登録者98名）と協働して点字図書、録音図書を製作することとし、それぞれ年間170タイトル程度製作すること。 ii 点字図書、録音図書及び録音雑誌の貸出 点字図書等の貸与を希望する視覚障がい者等は、利用者登録が必要。 ・利用登録者数 481人（令和5年度末） ・点字図書所有数 27,688冊（冊） ・録音図書（カセットテープ）所有数 6,930巻（巻） ・録音図書（CD）所有数 9,551枚（枚）	i 点字図書及び録音図書の自主製作 ・点字図書製作 202冊（246タイトル） ・録音図書（CD）製作 173枚（218タイトル） ii 点字図書、録音図書及び録音雑誌の貸出 ・点字図書貸出 377タイトル ・録音図書（カセットテープ）貸出 3タイトル ・録音図書（デジジー）貸出 12,018タイトル	2,784	①点字用紙等図書製作用消耗品費 ②図書製作印刷製本費 ③図書送料 外
②	点訳奉仕員養成事業	点字図書の増冊及び普及に協力するとともに、市町村等の依頼により点字による相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動に協力する、点訳奉仕員を養成・研修する。	i 講習会等の方法により、概ね以下の科目について講習を実施すること。 ・点字図書の基礎知識 ・点訳の方法及び実技 ・身体障害者福祉の概要 ii 多くの希望者が受講できるよう、開催場所、日時、講習カリキュラム等について十分考慮するとともに、実施にあたっては、関係団体と十分な連携を図ること。 なお、受講人数は10～20人程度とする（通信含む）。 iii 養成講習終了した者に対し、登録に係る実技試験を実施し、合格と認められる者については、本人の承諾を得て、点訳奉仕員として登録すること。登録者に対しては、これを証明する証票を交付すること。	・講習会開催地 八戸市 ・開催日数 17日間 ・受講者数 4人	157	①講師等旅費 ②資料及消耗品費 外
③	音訳奉仕員養成事業	録音図書の増冊及び普及に協力するとともに、市町村等の依頼により対面音訳、広報活動等に協力する、音訳奉仕員を養成・研修する。	i 講習会等の方法により、概ね以下の科目について講習を実施すること。 ・録音図書の基礎知識 ・音訳の方法及び実技 ・身体障害者福祉の概要 ii 多くの希望者が受講できるよう、開催場所、日時、講習カリキュラム等について十分考慮するとともに、実施にあたっては、関係団体と十分な連携を図ること。なお、受講人数は10人程度とする。 iii 養成講習終了した者に対し、登録に係る実技試験を実施し、合格と認められる者については、本人の承諾を得て、音訳奉仕員として登録すること。登録者に対しては、これを証明する証票を交付すること。	①音訳奉仕員養成講習会 ・開催地 青森市 ・開催日数 17日間 ・受講者数 9人 ②音訳奉仕員新人研修会 ・開催地 青森市 ・受講者数 9人 ③デジジー編集奉仕員養成講習会 ・開催地 青森市 ・受講者数 6人	335	①講師報償費 ②講師等旅費 ③資料及消耗品費 外
④	奉仕員スキルアップ研修会開催事業	点訳奉仕員の点字図書の製作技術及び音訳奉仕員の録音図書の製作技術の維持、向上に関する研修会を地区別に開催する。	i 多くの奉仕員が参加できるよう、開催場所、日時等について十分考慮するとともに、実施にあたっては、関係団体と十分な連携を図ること。 ii 県内の地域バランスを考慮の上、県内3地区以上での実施とし、各地区とも1回以上開催すること。1回につき参集20名程度を想定。	①点訳奉仕員スキルアップ研修会 ・開催地 各地区 ・参加数 83人 ②点訳校正奉仕員スキルアップ研修会 ・受講者数 10人 ③音訳奉仕員スキルアップ研修会 ・開催地 各地区 ・参加数 60人 ④音訳校正奉仕員スキルアップ研修会 ・参加者 11人	122	①講師報償費 ②講師等旅費 ③資料及消耗品費 外
⑤	奉仕団体指導者研修会開催事業	点訳奉仕員及び音訳奉仕員の技術の維持、向上を図るため、当該奉仕員からなる点訳・音訳奉仕団体の指導者を対象に研修会を開催する。	i 多くの点訳・音訳奉仕団体の指導者が参加できるよう、開催場所、日時等について十分考慮するとともに、実施にあたっては、関係団体と十分な連携を図ること。 なお、県内の点訳・朗読奉仕団体の状況は以下のとおり。 ・点訳・音訳奉仕団体 6団体 ・点訳奉仕団体 3団体 ・音訳奉仕団体 1団体 ii 点訳・音訳奉仕団体の点訳に係る指導者及び朗読に係る指導員に対して、年1回以上研修を行うこと。1回につき参集20名程度を想定。	点訳・音訳奉仕団体指導者連絡会議 ・参加者数 11人	30	①奉仕団体指導者研修会講師報償費 ②講師等旅費 ③資料及消耗品費 外

	事業名	事業内容	実施方法（標準実施回数、参集人数等）	令和5年度事業実績	令和5年度実績額(千円)	備考（事業費積算項目等）
⑥	在宅視覚障がい者点字指導事業	在宅の中途失明等により視覚障がい者になった者で、点字の習得を希望する者に対し点字指導を行う。	i 在宅の中途失明者で、点字の習得を希望する者に対して、随時、点訳奉仕員を派遣し、点字指導を行う。 ii 在宅の中途失明者1人につき、点訳奉仕員を12回程度派遣することとし、使用する教材については、センターにおいて内容を十分検討し、用意する。点字指導希望者を5人と想定する。	点字触読指導法研修会 ・参加者数 16人	64	①講師報償費 ②講師等旅費 ③資料及消耗品費外
⑦	視覚障がい者コミュニケーション支援事業	福祉機器・用具の利用体験や各種講習会等により、地域における視覚障がい者の生活向上を図るため、センター利用者、奉仕員及び地域住民100名程度を対象に福祉展を開催する。	多くの視覚障がい者及び健全者が参加できるよう、開催場所、日時等について十分考慮し、大会の広報の仕方についても配慮するとともに、実施にあたっては、関係団体と十分な連携を図ること。なお、年1回以上実施すること。	「目の見えない方、見えにくい方のための福祉展」開催 ・開催回数 1回 ・開催地 青森市 ・参加者数 87人	811	①体験展示用消耗品費 ②音声・拡大読書機購入費外
⑧	デジタル録音機器更新事業	録音図書の製作のために音訳奉仕員に貸与するデジタル録音機器等を更新する。	録音図書の製作に必要なデジタル録音機器等を音訳奉仕員に貸与しており、当該機器の老朽化を考慮して計画的に更新する。	・デジタル録音機器 1台更新	532	①デジタル録音機器等更新に係る購入費外
⑨	点字図書館情報ネットワーク事業	視覚障害者情報総合ネットワーク（通称「サピエ」）を活用し、全国の点字図書館の蔵書等の情報を取得し、広く視覚障害者に情報提供する。	視覚障害者情報総合ネットワークを活用し、全国の点字図書館毎月の新規登録図書目録を発行するとともに、視覚障害者等の希望に応じて、全国の点字図書館の蔵書に係る点訳データサービス等を行う。	点字図書館全国ネットワーク活用実績 ・点訳サービス 967件 ・録音サービス 1,813件	307	①インターネット通信料 ②点字図書館情報ネット利用負担金
⑩	点字による即時情報ネットワーク事業	社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい新聞情報等を、センターがインターネットを利用して受け取り、県内の視覚障がい者で配布を希望する者に点字物で提供する。	社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新聞情報（障害者の関心が高い情報）及び同連合が取材した障害者に関する情報をインターネットを利用して受け取り、希望する者に点字物として定期的に郵送する。なお、希望者には、毎週、1回以上郵送する。	情報提供希望者50人に対して、センター休館日を除く毎日、点字物を郵送。	687	①点字用紙等消耗品費 ②点字情報紙送料外
⑪	点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の奨励及び相談	新刊案内の発行等により、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の奨励及び相談を行う。	i 点字図書及び録音図書の最新案内を定期的に点字雑誌及びテープ雑誌で発行し、貸出すこととする。なお、発行回数は、2ヶ月に1回程度とする。 ii 県内新聞記事等を活用するなどして、センター広報用情報提供雑誌を定期的に点字雑誌及びテープ雑誌で発行し、貸出すこととする。	i 点字図書及び録音図書の最新案内雑誌の発行、貸出 ・「新刊案内」（点字雑誌及び録音雑誌）隔月発行 ii センター広報用情報提供雑誌の発行、貸出 ・「青い森通信」（センター広報紙）（点字雑誌及び録音雑誌）月1回 ・「はまなすシリーズ」（新聞文化面記事をピックアップした録音雑誌）月1回 外	657	①図書製作用消耗品費 ②図書製作印刷製本費 ③図書送料外
⑫	視覚障がい者情報機器操作講習会開催事業	情報機器の操作講習会を開催し、視覚障がい者情報総合ネットワーク「サピエ」の利用とセンター図書利用の促進を図る。	i 講習会等の方法により、概ね以下の科目について講習を実施すること。 ・スマートフォンやパソコン等の機器の操作について ・サピエの利用方法について	・講習会開催地 八戸市 ・参加数 4人	14	①講師報償費 ②印刷物等消耗品費
				計	6,500	